

国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の説明書

外
務
省

一 概説	一
1 議定書の成立経緯	一
2 議定書締結の意義	一
3 議定書の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4 早期国会承認が求められる理由	二
二 議定書の内容	二
1 条約第五十条(a)の改正に関する議定書	二
2 条約第五十六条の改正に関する議定書	二
三 議定書の実施のための国内措置	二
(参考)	三

一 概説

1 議定書の成立経緯

(1) 国際民間航空機関（以下「機関」という。）は、昭和十九年（千九百四十四年）に作成された国際民間航空条約（以下「条約」という。）に基づき、国際民間航空の安全な、かつ、整然たる発展を確保することを目的として設立された。国際連合の専門機関の一つとして国際民間航空に関連する技術、経済、法律等の各分野において極めて活発な活動を行っており、その加盟国数は、漸次増大し、我が国を含め百九十三箇国に達している。

(2) 機関の理事会は、常設の意思決定・執行機関であり、その構成員の数については、これまでも加盟国数の増加に伴って四回にわたって条約改正が行われてきた結果、三十六箇国によって構成され、また、機関の航空委員会は、航空関係の規則及び手続等に関する国際標準及び勧告を審議し、並びにその採択を理事会に勧告すること等を任務としており、その委員の数については、過去二回の条約改正を経て理事会により任命される十九名の委員から構成されていたところ、前回改正以降の加盟国数の増加に伴い、理事会及び航空委員会の構成について機関の加盟国数の増加を公平かつ適切に反映することを確保するため、平成二十八年（二千零六年）十月にモントリオールで開催された機関の第三十九回総会において、理事会の構成員の数及び航空委員会の委員の数を増加することを定める国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千零六年十月六日にモントリオールで署名された議定書（以下「条約第五十条(a)の改正に関する議定書」という。）及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千零六年十月六日にモントリオールで署名された議定書（以下「条約第五十六条の改正に関する議定書」という。）がそれぞれ作成された。

2 議定書締結の意義

これらの議定書は、機関の理事会の構成員の数及び航空委員会の委員の数を増加するため、条約の該当規定をそれぞれ改正することを内容とするものである。我が国がこれらの議定書を締結することは、機関における国際協力を増進するとの見地から有意義であると認められる。

3 議定書の締結により我が国が負うこととなる義務

これらの議定書の締結により新たな措置をとる義務は生じない。

4 早期国会承認が求められる理由

国際航空運送の分野で主要国たる我が国は、昭和二十八年（千九百五十三年）の機関への加盟以来、理事会や航空委員会等、機関の活動に積極的に参加してきており、理事会及び航空委員会の新たな構成について定めるこれらの議定書についても早期に締結することが望ましい。

二 議定書の内容

これらの議定書の概要は、次のとおりである。

1 条約第五十条(a)の改正に関する議定書

条約第五十条(a)に定める理事会の構成員の数を三十六から四十に増加する。

2 条約第五十六条の改正に関する議定書

条約第五十六条に定める航空委員会の委員の数を十九から二十一に増加する。

三 議定書の実施のための国内措置

これらの議定書の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参考)

1 条約第五十条(a)の改正に関する議定書

- (1) 作成 平成二十八年十月六日 モントリオールにおいて作成
- (2) 効力発生 令和八年二月一日現在 未発効(百二十八番目の批准書が寄託された日に効力を生ずる。)
- (3) 締約国 令和八年二月一日現在 百二十箇国

アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、バーレーン、
バングラデシュ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルガリア、ブルキナ
ファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、チリ、コンゴ共和国、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デン
マーク、ドミニカ共和国、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、エスワティニ、エチオピア、フィンランド、フ
ランス、ガボン、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、
インド、インドネシア、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、大韓民国、クウェー
ト、ラトビア、リビア、リトアニア、ルクセンブルク、マレーシア、マリ、マルタ、モリタニア、モリシヤス、メキシコ、モ
ルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モザンビーク、ナミビア、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、
ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、カ
タール、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サンマリノ、サウジアラ
ビア、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソマリア、南アフリカ共和国、スペイ
ン、スリランカ、スウェーデン、スイス、タイ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、ウルグ
アイ、ベネズエラ、ベトナム、ジンバブエ

2 条約第五十六条の改正に関する議定書

- (1) 作成 平成二十八年十月六日 モントリオールにおいて作成
- (2) 効力発生 令和八年二月一日現在 未発効(百二十八番目の批准書が寄託された日に効力を生ずる。)

(3) 締約国 令和八年二月一日現在 百二十箇国

アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、チリ、コンゴ共和国、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ドミニカ共和国、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、エスワティニ、エチオピア、フィンランド、フランス、ガボン、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、大韓民国、クウェート、ラトビア、リビア、リトアニア、ルクセンブルク、マレーシア、マリ、マルタ、モリタニア、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モザンビーク、ナミビア、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サンマリノ、サウジアラビア、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソマリア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、タイ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、ウルグアイ、ベネズエラ、ベトナム、ジンバブエ